

大和市公告第75号

大和市公共下水道事業計画の変更案を作成したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、利害関係者は、当該下水道事業計画の変更案について縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年8月29日

大和市長 古谷田 力

1 名称

大和市公共下水道

2 変更の内容

事業期間を令和7年度から令和12年度に延伸

都市計画の変更に伴う処理区域の拡大

処理場施設の変更

3 縦覧場所

大和市環境共生部下水道・河川施設課

4 縦覧期間

令和7年9月1日（月）から同月16日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。

ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。